## 食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について(改正案)

第1条 食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
企画部会	食料・農業・農村基本法 (平成 11 年法律第 106 号) の規定により審議会
	の権限に属させられた事項を処理すること。
家畜衛生部会	1 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)の規定により審議会の
	権限に属させられた事項を処理すること。
	2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、家畜衛生
	に係るリスク評価に関する事項を調査審議すること。
食料産業部会	卸売市場法(昭和 46 年法律第 35 号)、エネルギーの使用の合理化等
	に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)、資源の有効な利用の促進に関
	する法律(平成3年法律第48号)、食品等の流通の合理化及び取引の適
	正化に関する法律(平成3年法律第59号)、容器包装に係る分別収集及
	び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第 112 号)、食品循環
	資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)及び中
	小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平
	成20年法律第38号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を
the death of the A	処理すること。
家畜衛生部会	1 家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)の規定により審議会の
	権限に属させられた事項を処理すること。
	2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、家畜衛生
V 76 46 V	に係るリスク評価に関する事項を調査審議すること。
食糧部会	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第 113 号
	)、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律
	(平成 18 年法律第 88 号)及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成 21 年) 毎日京により家議会の按照に属されたれた。
	律(平成 21 年法律第 25 号)の規定により審議会の権限に属させられた
田掛。七級如	事項を処理すること。
果樹・有機部	果樹農業振興特別措置法(昭和 36 年法律第 15 号)及び有機農業の推

会	進に関する法律(平成 18 年法律第 112 号)の規定により審議会の権限に
	属させられた事項を処理すること。
甘味資源部会	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和 40 年法律第 109 号)の
	規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
畜産部会	1 家畜改良増殖法(昭和 25 年法律第 209 号)、飼料需給安定法(昭和
	27 年法律第 356 号)、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和
	29 年法律第 182 号)、畜産経営の安定に関する法律(昭和 36 年法律
	第 183 号)及び肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和 63 年法律第 98
	号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
	2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、鶏卵生
	産者の経営安定のための施策に関する事項を調査審議すること。
農業保険部会	農業保険法(昭和 22 年法律第 185 号)の施行に関する重要事項であっ
	て、次に掲げるもの。
	1 農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の
	共済掛金標準率等の算定方式並びに農業経営収入保険の保険料標準率
	等の算定方式に関する事項を調査審議すること。
	2 家畜共済に係る診療点数及び薬価基準に関する事項を調査審議する
	こと。
農業農村振興	1 土地改良法(昭和24年法律第195号)、農業振興地域の整備に関す
整備部会	る法律(昭和 44 年法律第 58 号)及び都市農業振興基本法(平成 27 年
	法律第14号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理す
	ること。
	2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、次に掲げ
	るもの。
	ア 国際かんがい排水委員会に関する事項を調査審議すること。
	イ かんがい排水の改良発達に関する重要事項を調査審議すること。

- 第2条 部会の議決は、審議会の議決とみなす。ただし、部会の議決に関し他の部会との 調整を要するとき又は部会の議決が食料、農業及び農村に関する総合的かつ基本的な政 策に係る重要なもので審議会において審議すべきものであるときは、この限りではない。
- 2 会長は、部会の議決が前項ただし書の場合に該当すると認めるときは、その旨を当該 部会長に通知するものとする。
- 3 会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する部会長の意見を聴かなければならない。

第3条 部会の庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる課において処理する。

部 会	課
企画部会	大臣官房政策課、 <mark>広報評価課</mark>
食料産業部会	大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課
家畜衛生部会	消費・安全局動物衛生課
食料産業部会	食料産業局企画課
食糧部会	政策統括官付農産企画課農産局農産政策部企画課
果樹·有機部会	<del>生產局</del> 農產局園芸作物課、 <mark>農産政策部</mark> 農業環境対策課
甘味資源部会	<del>政策統括官付</del> 農產局地域作物課
畜産部会	生產局畜産部畜産企画課畜産局総務課

農業保険部会	経営局保険課
農業農村振興整備部会	農村振興局整備部設計課